３）鋼橋上部工事

①㋐　監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

・１級土木施工管理技士の資格を有する者
・１級建築施工管理技士の資格を有する者
・１級建築士の資格を有する者
・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者
・以降に記載する㋑に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業７業種以外の22業種の場合）
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）
・１級土木施工管理技士又は１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

㋑　主任技術者を配置する場合は、㋐に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

・２級土木施工管理技士（種別―土木）の資格を有する者
・２級建築施工管理技士（種別―躯体）の資格を有する者
・登録橋梁基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）」を参照）
・建設業に係る建設工事（鋼橋上部工事）について、土木工学、建築学、機械工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
　ａ．高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上
　ｂ．高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士　３年以上
　ｃ．大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士　３年以上
・建設業に係る建設工事（鋼橋上部工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第７条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：平成28年５月17日国土交通省告示第746号」を参照）
・２級土木施工管理技士又は２級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

４）①　同一の者が、平成19年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。（ただし、配置する技術者が平成19年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

異工種建設工事共同企業体にあっては、各構成員の技術者が、担当する工事で下記に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。

(a)　一般土木工事　単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の一般土木工事を担当する構成員の監理技術者又は主任技術者は、下記の㋐の要件をすべて満たすカルバート工（パイプを除く）の施工実績を有すること。

㋐　現場打ち函渠の道路建設工事の施工実績を有すること。

(b)　建築工事　単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の建築工事を担当する構成員の監理技術者又は主任技術者は、新築又は増築工事で、下記の㋐から㋑に掲げる要件をすべて満たし、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること。なお、㋐から㋑は同一工事かつ１棟であること。

㋐　建物用途：車庫、倉庫及び個人住宅を除く用途

㋑　構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（軽量鉄骨造及びプレハブを除く）又は木造

(c)　鋼橋上部工事　単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の鋼橋上部工事を担当する構成員の監理技術者又は主任技術者は、下記の㋐から㋑の要件をすべて満たす鋼橋の架設をした施工実績を有すること。なお、㋐から㋑の工事は同一橋梁であること。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ―25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）または横断歩道橋（歩行者用鋼製デッキを含む）の工事。

㋑　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	○	連続桁	○

１）桁形式

	適否		適否
鈑桁	○	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

２）断面形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

３）構造形式

②　配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上）があることを証する資料を提出すること。提出されない場合や、雇用関係が確認できない配置予定技術者は競争参加資格無しとする。なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。

③　「建築業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」又は「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出が競争参加資格確認申請書、技術資料、技術提案書及び参考見積書（以下「申